

積立利率変動型個人年金保険

「幸せきっぷ」の販売開始について



第一生命保険相互会社（社長 斎藤 勝利）では、平成18年6月1日より、新光証券株式会社において、積立利率変動型個人年金保険「幸せきっぷ」の販売を開始いたします。

「幸せきっぷ」は、契約締結時の運用期間（＝積立利率保証期間）を7年および10年と複数設定するとともに、運用期間ごとに積立利率を定めるため、契約締結時に年金原資が確定する個人年金保険です。また、契約締結時の積立利率は、市場金利の動向に応じてタイムリーに（月2回）設定するなど、安定的かつ確実な運用・資産形成を行いたいというニーズにお応えする商品です。

さらに、年金開始日の繰上げ（運用期間の短縮）を可能としたことに加え、年金として多彩なお受取方法からお選びいただけるなど、お客さまの多様なニーズにきめ細かくお応えすることができる自在性に富んだ商品となっています。

「幸せきっぷ」の特長

円建ての個人年金保険です。年金受取開始日の年金原資は確実に一時払保険料を上回ります。契約締結時に年金支払開始日の前日における運用実績（積立金）が確定します。

中途解約の場合、解約返還金額が一時払保険料を下回る場合があります。

積立利率は月2回（1日・16日）の設定です。金利上昇局面でもタイムリーに追隨できます。

運用期間7年をご選択の場合、被保険者の保険年齢が83歳まで契約可能です。（10年型は0～80歳まで）

年金支払開始日前に死亡した場合、被保険者が死亡した時の積立金額もしくは解約返還金額または基本保険金額のいずれか大きい金額を死亡給付金としてお支払いします。

「繰上げ年金開始に関する特則」を適用することにより、お申出直後に到来する年単位の契約応当日に年金支払を開始すること（最短で年金支払開始日を1年後に繰上げる）ことができます。

繰上げ後の年金支払開始日における年金年額が30万円に満たない場合や、年金の種類が確定年金で、年金受取総額が繰上げ後の年金原資を下回る場合には、繰上げ年金開始を行いません。

* 「幸せきっぷ」は、新光証券における『積立利率変動型個人年金保険』の販売名称です。保険料の払込方法を送金に限定していること等から、クーリング・オフは取扱いません。ただし、契約日から起算して10日以内の解約に限り、約款所定の解約返還金額ではなく、解約日の基本保険金額と同額を解約返還金額として請求することが可能です。

この資料は商品の概要を説明したものです。

ご検討にあたっては専用のパンフレットおよび「ご契約内容（契約概要）」など会社所定の資料を必ずご覧ください。また、ご契約の際には「重要事項説明書（注意喚起情報）」、「ご契約のしおり - 定款・約款」を必ずご覧ください。